

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		居住用財産の譲渡所得の特別控除（被相続人居住用家屋）
根拠法令及び条項		租税特別措置法第35条
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	租税特別措置法施行令第23条 租税特別措置法施行規則第18条の2 平成17年国土交通省告示第393号
	基準 （未設定の場合はその理由）	相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について（国土交通省住宅局 住宅経済・法制課長 住宅総合整備課長通知）
	参考事項	平成21年国土交通省告示第685号 平成27年総務省・国土交通省告示第1号
	設定等年月日	令和6年10月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 30日
	設定等年月日	令和6年10月1日設定（令和 年 月 日最終変更）